

## 学校感染症による出席停止について

医師の診察により下表の疾病と診断された場合、学校で予防すべき「学校感染症」として学校保健安全法で定められており、医師の登校許可があるまで出席停止となります。(欠席にはなりません)

恐れ入りますが、他への感染のおそれがなくなり、医師から登校許可がございましたら、下記の登校許可書に記入をしていただき、登校時に学校へ提出してください。

学校感染症の種類		出席停止期間の基準
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、ペスト、南米出血熱、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群 (SARS)、鳥インフルエンザ	治癒するまで
第二種	インフルエンザ (鳥インフルエンザを除く)	発症した日の翌日から5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで (幼児は解熱後3日)
	百日咳	特有の咳が消失するまで、又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹 (はしか)	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風疹 (三日ばしか)	発疹が消失するまで
	水痘 (みずぼうそう)	すべての発疹が痂皮 (かさぶた) 化するまで
	咽頭結膜熱 (プール熱)	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
	結核	症状により学校医その他の医師において伝染のおそれがないと認められるまで
第三種	髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医等において感染のおそれがないと認めるまで
	腸管出血性大腸菌感染症	症状により学校医その他の医師において伝染のおそれがないと認められるまで
	流行性角結膜炎 (はやり目)、急性出血性結膜炎	
	コレラ、細菌性チフス、腸チフス、パラチフス	
その他の伝染病 溶連菌感染症、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症、感染性胃腸炎 (流行性嘔吐下痢症) など学校医もしくは校長が必要と判断したもの		

※インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症に関しては、「インフルエンザ及び新型コロナウイルス感染症による出席停止について」の用紙になります。

## 登校許可書

学校長様

年 氏名

診断名

出席停止期間 令和 年 月 日 ~ 年 月 日

上記の疾病において、他に感染のおそれがなくなったため、\_\_\_\_月\_\_\_\_日より登校して差し支えないものと認めます。

令和 年 月 日

医療機関名

医師名